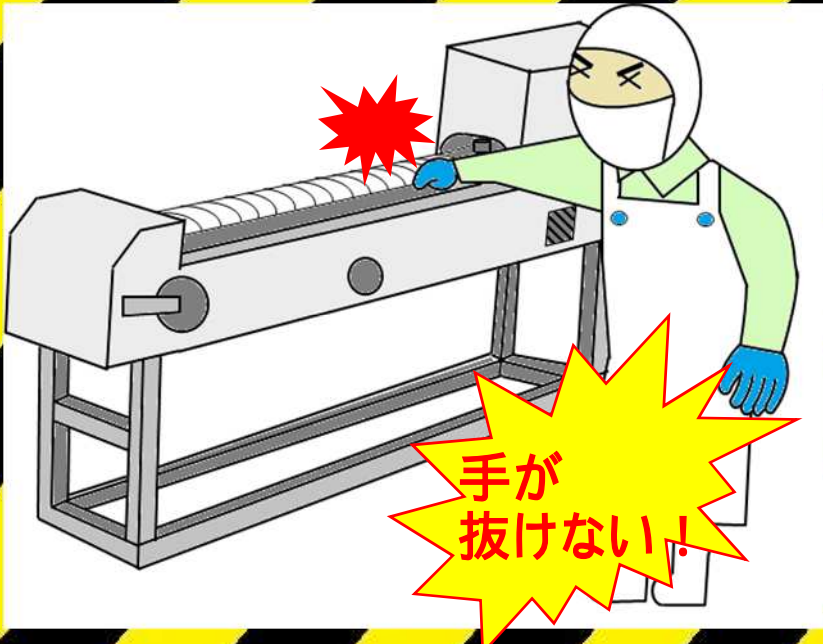


# STOP！巻き込まれ災害

～八戸労働基準監督署からのお知らせ～



令和5年\*、八戸労働基準監督署管内では、「はさまれ・巻き込まれ」災害が**39件**発生しました。（※2023年1月1日から同年12月末日まで）



→**魚裁断機**の清掃中、**機械を停止させず**チェーン及びプーリーに手を入れ、**右手を巻き込まれ骨折**  
**休業3か月**  
(食品製造業)

→**製麺機**の清掃中  
ミキサーの中に手を入れていたところ、誤って電源を入れてしまいミキサーに手が巻き込まれ指を**負傷**  
**休業2か月**  
(食品製造業)



→**魚の皮むき機械**を使用しているとき  
同僚に声をかけられ振り向いた瞬間、機械の刃部に手が当たり**負傷**  
**休業20日**  
(食品製造業)





# 事業者の皆さんへ



安全な作業のために、以下の項目をご確認ください

**機械の原動機、回転軸等に覆い、  
囲い、カバー等がついていますか**

(労働安全衛生規則第 101 条)

**機械の原動機、回転軸等のカバー  
に、インターロック機能を設けていま  
すか**

(労働安全衛生規則第 130 条の 2 ほか)

**カバーが設けられない場合、光線式  
の停止機能等がありますか**

(労働安全衛生規則第 130 条の 2 ほか)

**掃除や調整、異物の取り除き作業  
等のときは、機械を停止することを、  
関係労働者に教育、周知していま  
すか**

(労働安全衛生規則第 107 条)

労働者の皆さんの「いきます」から「ただいま」まで

健康・安全でいられるよう、職場環境の整備にご協力をお願いいたします。



八戸労働基準監督署

